

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税賦課徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、個人住民税賦課徴収事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税賦課徴収事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書（給与所得者）の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養は正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 審査システム（eLTAX） 国税連携システム（eLTAX） コンビニ交付システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）第9条 第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 ■情報提供の根拠 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 ■情報照会の根拠 48の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政経営部税務課市民税係
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行政経営部税務課市民税係 0289-63-2112
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムが利用できる職員を特定し、各々にIDを付番し、静脈認証を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 5..評価実施機関 における担当部署 ②所属長	税務課長 藤野元宏	税務課長 小林 和弘	事後	時点修正
平成29年7月28日	II しいい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月16日 時点	事後	時点修正
平成29年7月28日	II しいい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成26年1月1日 時点	平成29年6月16日 時点	事後	時点修正
平成29年7月28日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 審査システム(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX)	住民税システム 申告受付支援システム 地方税電子申告支援サービス 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 審査システム(eLTAX) 国税連携システム(eLTAX) コンビニ交付システム	事後	時点修正
平成29年7月28日	I 関連情報 2.特定個人情報 ファイル名	個人住民税課税情報ファイル	住民税課税台帳ファイル 申告受付情報ファイル 地方税電子申告情報ファイル 国税連携情報ファイル 年金特徴情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	時点修正
平成29年7月28日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第16の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平 成25年5月31日法律第27号) ・第9条 第1項 別表第一の16の項 ・第9条 第3項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号、別表第二の1,29,63,64,65,107の項	○情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第27項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「内閣府、総務省令」という。）第20条 ○情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項並びに内閣府、総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3※別表第二の第29、71、115項に係る主務省令は未公布	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発 行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力	地方税法等の規定に則り、 住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発 行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収 税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者 への各種通知 ⑥扶養は正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本とし て中間サーバーに登録し、情報提供ネットワ ークシステムに接続して特定個人情報の照会と提 供を行う。	事後	時点修正
平成31年3月22日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法)(平 成25年5月31日法律第27号) ・第9条 第1項 別表第一の16の項 ・第9条 第3項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条 第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令で定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○情報照会の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第27項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「内閣府、総務省令」という。）第20条 ○情報提供の根拠 番号法第19条第7号、別表第二の第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119項並びに内閣府、総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3※別表第二の第20、71、115項に係る主務省令は未公布	番号法第19条第7号（特定個人情報の制限）及び別表第二 ○情報提供の根拠 別表第二における情報提供の根拠 第三欄（情報提供者）が「市町村長」のうち、第四欄（特定個人情報）に地方税関係情報が含まれる項 （ 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120） ○情報照会の根拠 別表第二における情報照会の根拠別表第二における情報提供の根拠 第一欄（情報照会者）が「市町村長」のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	事後	時点修正
平成31年3月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 小林 和弘	税務課長	事後	時点修正
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月16日 時点	平成31年1月19日 時点	事後	
平成31年3月22日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月16日 時点	平成31年1月19日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	Ⅳ リスク対策	なし	新規記入	事後	
令和2年7月30日	Ⅰ 関連情報 7・特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱ しきい値判断項目 1対象人数いつ時点の計数か	平成31年1月9日 時点	令和2年7月30日	事後	
令和2年7月30日	Ⅱ しきい値判断項目 2取扱者数いつ時点の計数か	平成31年1月9日 時点	令和2年7月30日	事後	
令和3年10月19日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の制限)及び別表第二 ○情報提供の根拠 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ○情報照会の根拠 別表第二における情報照会の根拠別表第二における情報提供の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二 ○情報提供の根拠 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ○情報照会の根拠 別表第二における情報照会の根拠別表第二における情報提供の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事後	
令和3年10月19日	Ⅰ 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部税務課市民税係	行政経営部税務課市民税係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和3年10月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	財務部税務課市民税係 0289-63-2112	行政経営部税務課市民税係 0289-63-2112	事後	
令和3年10月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月30日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月30日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	令和5年10月1日 時点	事後	
令和5年11月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	10万人以上30万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表第一の16の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号）第9条第1項 別表の24の項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号）第16条 ・番号法第9条第2項に基づく条例	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の制限)及び別表第二 ○情報提供の根拠 別表第二における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に地方税関係情報が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ○情報照会の根拠 別表第二における情報照会の根拠別表第二における情報提供の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 ○情報提供の根拠 1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、 66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、 115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、 155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、 173 ○情報照会の根拠 48の項	事後	
令和6年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月25日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	十分である 住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としていること。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考える対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である システムが利用できる職員を特定し、各々にIDを付番し、静脈認証を行っている。	事後	